

第 6630 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 1日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 納税の猶予制度の特例の適用状況(令和2年4月~12月)

Q : 新型コロナに係る納税猶予制度の特例の適用状況が公表されたそうですが、どのような状況になっていましたか?

A : 次のようになっていました。

【解説】

さきごろ、国税庁より「納税の猶予制度の特例」の適用状況(令和2年4~12月分)が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

①特例猶予の適用状況

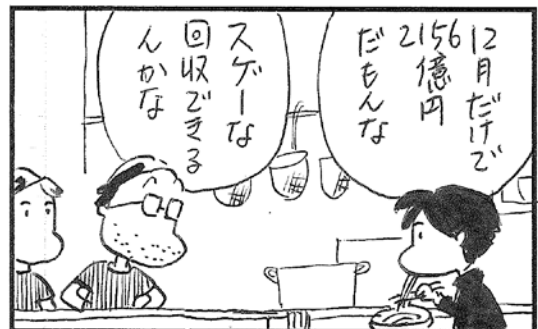
適用件数は281,348件(令和2年4月~11月分は250,521件)で税額は1兆2,731億100万円(令和2年4月~11月分は1兆575億5,900万円)でした。

②税目別の特例猶予の適用税額

特例猶予の適用税額1兆2,731億100万円の内訳は、消費税がもっとも多く7,499億8,900万円(58.9%)、次いで法人税の3,804億3,900万円(29.9%)、所得税の1,011億400万円(7.9%)、うち源泉所得税が720億8,800万円(5.7%)、申告所得税が290億1,600万円(2.3%)、その他の415億7,00万円(3.3%)となっています。

③適用件数

適用件数は延べ390,570件で、その内訳は、消費税が最も多く225,893件(57.8%)、次いで所得税の116,696件(29.9%)、うち源泉所得税が63,282件(16.2%)、申告所得税が53,414件(13.7%)、法人税の25,209件(6.5%)、その他の22,772件(5.8%)となっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】